

## 独立行政法人福祉医療機構年度計画

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めることとする。

平成19年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成19年3月30日

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 山口 剛彦

### 第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。

- (1) 引き続き、より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。
- (2) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)の運用の高度化を図るため、次の取組を行う。
  - ア QMS運用高度化に係る長中期的な運営方針・運営計画策定
  - イ 役職員に対する研修、勉強会の開催
  - ウ 職員の力量管理体系再構築結果のフォローアップ
  - エ QMS内部監査実施による事務リスク等の抽出・管理
  - オ 福祉医療貸付における代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等のISO認証取得
  - カ 機構全体のISO継続認証に向けた条件整備

- ( 3 ) 機構業務の改善活動等の促進を目的とし、職員提案制度（仮称）を創設する。
- ( 4 ) 平成 1 8 年度に見直した人事評価制度を適正に運用するために、必要に応じて研修を実施したり評価の事例を集めるなど評価技術の向上に努める。  
業務の質及び利用者に対するサービスの向上を図るため、スタッフ職が行うべき業務内容を精査するとともに、スタッフ制導入に向けスタッフ職員の確保のための環境整備として処遇条件を明確化する。
- ( 5 ) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の適切かつ効率的な運営に努める。  
また、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 1 8 年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成 1 8 年 1 2 月 2 4 日行政改革推進本部決定。以下「行政改革推進本部決定」という。）を踏まえ、厚生労働省と連携して次期中期計画を策定する。
- ( 6 ) 管理会計に関する調査研究により得られた知見を次期中期計画に反映させるとともに、次期中期計画期間における業務別コスト分析等のあり方を検討する。
- ( 7 ) 事務リスク管理については、継続的にリスクの洗い出しを行うとともに、引き続き、リスク回避等その対応策を取りまとめる。  
福祉医療貸付事業については、リスク管理債権を債権区分別に適切に管理するとともに、審査業務に資するため、発生要因別の分析を行う。また、経営が悪化した施設等に対して、必要な支援及び法的措置を講じること等により、債権の適切な管理・回収に努める。  
貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要を鑑み、貸付先の実情や将来の見通しを考慮し、適正な審査を行う。  
なお、貸付先の経営情報を継続的に収集し、業況注視等を要する案件のモニタリングを充実する。
- ( 8 ) A L M（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、貸付等に係る信用リスクの総合的な管理の充実に努める。  
他法人の資産担保証券（A B S）の発行状況等の情報収集に努めるとともに、発行環境及び発行条件の分析を行う。
- ( 9 ) 機構の情報化を推進するための情報戦略及びアクションプランを作成する。

( 1 0 ) 中期目標期間の最終の事業年度であることを踏まえ、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、経費節減に関する中期目標を達成するよう、効率的な利用に努める。

また、福祉医療貸付事業費についても、同様に最終の事業年度であることを踏まえ、事業費削減に関する中期目標を達成するため継続的に取組みを行う。

「行政改革の重要方針」を踏まえ、常勤職員数を抑制するなどにより人件費の抑制に努めつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。

( 1 1 ) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、引き続きホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。

( 1 2 ) 業務・システム最適化対象事業等に係る「業務・システム最適化計画」を平成 1 9 年度中に策定し、公表する。

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成 1 7 年 6 月 2 9 日各府省情報化統括責任者 ( C I O ) 連絡会議決定) に基づき、職員の I T リテラシーの向上を図るための研修を行う。

## **第 2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 福祉医療貸付事業**

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成 19 事業年度
貸 付 契 約 額		千円 370,800,000
資 金 交 付 額		378,700,000
原 資	財政融資資金借入金	317,200,000
	貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)	61,500,000 (55,500,000)

#### (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 福祉医療貸付事業については、国の政策と密接に連携し、国の指針等に即して地方公共団体が策定する公的介護施設等の整備計画及び次世代育成支援に関する行動計画に基づく整備並びに自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した整備等、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備に積極的に貢献する。

併せて、医療制度改革に対応して医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。

なお、これらの整備に係る貸付けに当たっては、国や地方公共団体の補助制度等を踏まえ、適切な対応を図る。

また、行政改革推進本部決定を踏まえ、医療貸付においては、融資の重点化を行うため、その考え方を具体化したガイドラインを作成する。

イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。

ウ 福祉貸付においては、国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、都道府県等地方公共団体に対する需要調査を行い、事業の計画的推進を図る。

医療貸付においては、事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、利用者に対する定期調査について、平成18年度に見直しをした調査項目で需要調査を行い、事業の計

画的な推進を図る。

エ 政策優先度に応じて、融資率の変更等による融資条件の見直しを行い、より一層の民間資金の活用を促進する。

福祉貸付における協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るとともに制度の適切な運用に努める。

なお、債権買取型の証券化等、間接金融の手法等について引き続き検討を行う。

## **(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**

ア 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標を達成するため、審査業務の迅速化に努める。

また、医療貸付においては、第三者評価結果の融資審査への活用方法について、検討を行う。

イ 資金交付時期に関する中期目標を達成するため、資金交付業務の迅速化に努める。

ウ 制度改正に伴う借入申込書の記載事項や様式等の変更に当たっては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者の事務負担を軽減する視点で改正を行う。

エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。

また、事業計画検討中の者については、必要に応じ、融資相談に出向くなど、サービスの向上に努める。

さらに、医療貸付においては、次期中期計画を踏まえ、契約後の利用者に対して、経営面や運営面に係る課題の解消策等の提案を行い、経営や運営を軌道に乗せる支援を行う経営支援モデル事業を平成 18 年度に引き続き実施する。

福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象とした説明会を実施することとし、福祉貸付事業に係る融資の取扱いについて周知を図る。

## **2 福祉医療経営指導事業**

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

## **(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

ア 集団経営指導については、収支相償の維持に努める。

また、経費削減の効果があると判断されたものについて、引き続き業務の外部委託や派遣職員の活用を図るとともに、開催時期、場所、テーマ等を考慮したうえで、地方において同時期、同一場所でセミナーを開催する。さらに、次期中期計画期間におけるより一層の業務効率化を図る観点から、セミナーの企画、運営体制のあり方を検討する。

イ 個別経営診断については、引き続き事務処理の迅速化を図るとともに、収支相償の維持に努める。

## **(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**

ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーや研修への参加等を行なうとともに、調査室と連携して施設経営の支援に資する情報の提供に努める。

イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努めるとともに、引き続き周知広報の強化を図る。

セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者2,000人以上の確保に努める。

また、セミナーの質の向上を図るため、事後評価の充実に努める。

ウ 個別経営診断については、診断業務の合理化を図るとともに、引き続き質の向上に努める。

診断対象施設の拡大を図るため、データの収集等を進めるとともに、個別経営診断事業の強化に努める。

エ 開業医承継支援事業については、平成20年3月末をもって業務を終了することとし、登録者への周知と円滑な業務終了に向けた準備を行う。

### 3 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあつては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成18事業年度分の助成事業の適切な評価、平成19事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成20事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。

長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。

なお、この場合、次の点に留意する。

- a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留まらない新しい事業に係る要望についても、行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、積極的に助成する方向で選定するとともに、関係方面に広報する。
- b 平成20事業年度分の募集にあたり、4基金のそれぞれにつき、国の政策方針等を勘案した重点助成分野を設定し、その重点助成分野に該当する要望について優先的に採択する。

なお、多様な資金助成ニーズに対応するため平成18年度助成分より特別分において設けた複数年助成については、適切なあり方について引き続き検討する。

また、優良事業を全国に普及するとの趣旨から創設した地方分モデル事業については、事業の選定、助成のあり方について引き続き検討する。

併せて、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会への選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。

- c 平成17事業年度分の地域における独創的・先駆的事业（特別分）及び地域の実情に即したきめ細かな事業（地方分）の継続状況を確認するとともに、平成20事業年度分の特別分及び地方分助成事業の選定においても、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、助成事業の80%以上につき、助成終了後も当該団体において事業が継続されるようにするものとする。

平成20事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定

非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。

平成 17 事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価の成果を踏まえ、平成 20 事業年度分の助成事業の募集要領を策定するとともに、平成 18 事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価を実施し、その成果を平成 20 事業年度分の助成事業の選定に反映する。

このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。

### **(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

ア 次期中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定する。

イ 中期助成計画を踏まえ、平成 20 事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。

ウ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。

エ 平成 19 事業年度分の助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間の短縮については、平均で 30 日以内で処理するよう努める。

### **(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**

ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。

(ア) ホームページなどの活用により、助成事業に関する情報提供を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの 2 か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。

(イ) 各地で開催する事業報告会の開催と併せて、助成事業の積極的な周知を図るとともに、助成要望団体からの様々な相談に応じ、便宜の向上に努める。

(ウ) 助成先団体の事業運営に対する支援や助言をより積極的に行う体制作りについて検討する。

(エ) 平成 15 年度から平成 18 年度までに実施した課題整理等を踏まえ、次期中期計画に向け、電子申請の導入について検討する。

イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者からなる「基金事業審査・評



価委員会」(以下「審査・評価委員会」という。)において一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。

(ア)平成20事業年度分の助成事業の選定に当たっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認める。なお、平成18事業年度分からの継続事業については、その事業評価の結果によっては打ち切る。
- ・ 審査・評価委員会において、平成18事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成20事業年度分の助成事業の選定方針を策定し、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努める。
- ・ 採択した事業については、平成20年4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。

(イ)平成18事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。

- ・ 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員会及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価及び総合評価の方法については、前年度の改善結果を踏まえ、新評価手法の検討に努める。
- ・ 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表に当たっては、特に評価の高い事業を、20事業以上選び出し特に明記するとともに、平成19事業年度又は平成20事業年度における年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。
- ・ 助成団体の事業実施に対する確かな指導助言ができるよう、職員の専門性を高めるための研修を行う。

ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。

(ア)助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。

(イ)既存の助成区分によらない多様性ある助成事業への展開の可能性や調査研究、事業成果の普及、研修などのあり方について検討する。

(ウ)助成先団体の活動等に重要な役割を果たしているNPO中間支援団体の実態数及び活動状況について把握し、今後のNPO中間支援団体の活動の方向性等を検討する調査研究を実施する。

#### 4 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正実施に伴う事務取扱を適正に行う。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

（参考）

区 分	平成 19 事業年度
4月1日現在の被共済職員数	674,119 人
退職手当金支給者数	78,943 人
退職手当金支給額	90,718,674 千円
単 位 掛 金 額	44,700 円

#### 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 受付から給付までの期間を短縮するため、次のことを実施する。

- （ア）国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いが出来るよう、国及び都道府県とも調整を図り、その確保に努める。
- （イ）請求書の審査事務について、更に簡素化を進める。

イ 利用者の事務負担を軽減するため、退職手当共済電子届出システムの利用促進を講じるとともに、その利用状況を把握しながら利便性が更に向上するよう検討する。

ウ すべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合会を実施することとし、共済法改正後の事務処理の円滑、適正な実施を周知する。

また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（都道府県社会福祉協議会等主催）に赴き指導するとともに、掛金納付対象職員届、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。

## 5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、平成18年度に国において事業の見直しの検討を進めており、引き続き国とともに必要な検討を行うとともに、平成19年度には事業の見直しが想定されていることから、見直しに対応した事務処理を行う。

平成18年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、加入者等に対しては、ホームページで公表、障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

（参考）

区 分	平成 19 事業年度
新 規 加 入 者 数	1,858 人
新 規 年 金 受 給 者 数	2,326 人
保 険 対 象 加 入 者 数	91,881 人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	44,368 人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	8,280,600 千円
年 金 給 付 保 険 金 額	10,833,412 千円

### （1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。

### （2）業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

## 6 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）

WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

### （１）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 平成17年度に策定した「送信回線移行計画」に基づき、専用回線により介護保険事業者情報を送信している残り11府県について専用回線を廃止する。

イ 精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築について、実施時期等を含め具体的に検討する。

また、平成19年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業の中からWAMNETの特性を活かすことが期待できる事業について、WAMNETの利活用の可能性について検討を行う。

ウ パナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向け策定された取組方針に基づき実施する。

### （２）業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。

また、平成19年4月以降実施される医療機能公表制度について、各都道府県と連携を図り、医療機関に関する情報の充実を図る。

イ WAMNETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。また、機構の顧客等を対象に、WAMNETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成18年度に実施したWAMNETモニター調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。

これらによって年度末の利用機関数65,500件、平成19年度のアクセス件数1,400万件の確保を目指す。

ウ WAMNETの利用の促進を図るため、利用登録が少ない都道府県を中心にWAMNETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAMNETのコンテン

ツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAM NET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAM NET事業の展開に役立てる。

エ 介護事業者情報などについては月1回月末、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新し、情報の正確性、最新性について検証作業を実施する。

## 7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成 19 事業年度
		千円
貸 付 契 約 額		229,000,000
資 金 交 付 額		229,000,000
原 資	財政融資資金借入金	13,500,000
	貸付回収金等 (うち財投機関債)	215,500,000 (57,000,000)

### (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。

また、次期中期計画期間における資金調達方法の変更等に対応した年金担保貸付事業の運営について検討する。

## **(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**

- ア 年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。
- (ア) 年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。
  - (イ) 前年度に実施した利用者アンケート調査等を参考に、借入申込書類の書式の見直し等を行う。
  - (ウ) 申込み窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、年金担保貸付事務取扱を見直すとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。
  - (エ) 厚生労働省の生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の年金担保貸付の利用を制限する措置を適正に実施する。

- イ 受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため、償還剰余金等の振込データの電子化を推進するとともに、任繰剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。

## **8 労災年金担保貸付事業**

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成 19 事業年度
貸 付 契 約 額		千円 5,800,000
資 金 交 付 額		5,800,000
原 資	貸 付 回 収 金 等	5,800,000

### (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。

### (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 労災年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 労災年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。

(イ) 前年度に実施した利用者アンケート調査等を参考に、借入申込書類の書式の見直し等を行う。

(ウ) 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、年金担保貸付事務取扱を見直すとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。

(エ) 厚生労働省の生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の労災年金担保貸付の利用を制限する措置を適正に実施する。

イ 受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため償還剰余金の振込データの電子化を推進するとともに、任繰剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。

## 9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給

付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

**(1) 適切な債権管理に関する目標を達成するためにとるべき措置**

- ア 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。
- イ 年金住宅融資等債権について年1回、貸付先についての債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- エ 受託金融機関事務打合会を年1回以上開催し、受託金融機関に対する指導を強化する。

**(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためにとるべき措置**

- ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。
- イ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に関しては、年金住宅貸付の返済条件の変更措置を講ずることにより、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより周知を図る。
- ウ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期の回収に努める。
- エ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣し、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を強化する。
- オ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、関係行政



機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処する。

## **10 承継教育資金貸付けあっせん業務**

承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、リーフレットの配布及びホームページへの掲載により周知を図る。

イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応する。

## **第3 予算、収支計画及び資金計画**

### **1 予算**

別表1のとおり

### **2 収支計画**

別表2のとおり

### **3 資金計画**

別表3のとおり

## **第4 短期借入金の限度額**

### **1 限度額**

128,700百万円

### **2 想定される理由**

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調

達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。

(3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。

(4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

## **第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**

なし

## **第6 剰余金の使途**

・全勘定に共通する事項

業務改善にかかる支出のための原資

職員の資質向上のための研修等の財源

・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項

剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源

・労災年金担保貸付勘定に係る事項

将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

## **第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

### **1 職員の人事に関する計画**

(1) 方針

平成18年度に見直した人事評価制度を適正に運用するために、必要に応じて研修を実施したり、評価の事例を集めるなど評価技術の向上に努める。

業務の質及び利用者に対するサービスの向上を図るため、スタッフ職が行うべき業務内容を精査するとともに、スタッフ制導入に向けスタッフ職職員の確保のための環境整備として処遇条件を明確化する。

業務の質及び利用者に対するサービスの向上を図るため、スタッフ職を養成するための専門的研修体系を構築するとともに、それ以外の職員の更なる専門性の向上を図る研修プログラムを構築する。

業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行う。

(2) 人員に係る指標

平成19年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。

**2 施設及び設備に関する計画**

なし

**3 積立金の処分に関する事項**

なし

予算  
平成19年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	
収入									
運営費交付金	3,647,060		655,237	140,455	233,951	32,962	5,262,862	83,135	10,055,662
国庫補助金 給付費補助金			28,054,799						28,054,799
利子補給金	10,797,850								10,797,850
福祉医療貸付事業収入 福祉医療貸付金利息	60,999,769								60,999,769
経営指導事業収入	33,202								33,202
福祉保健医療情報サービス事業収入	11,880								11,880
基金事業運用収入		3,905,311							3,905,311
障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入		135,432							135,432
退職手当共済事業収入			63,722,520						63,722,520
掛金			34,520,355						34,520,355
都道府県補助金			29,073,619						29,073,619
退職手当給付費支払資金戻入			121,822						121,822
給付費支払資金運用等収入			6,724						6,724
心身障害者扶養保険事業収入				32,720,110					32,720,110
保険料収入				8,732,595					8,732,595
保険金				12,880,600					12,880,600
特別給付金				71,358					71,358
弔慰金				210					210
信託運用収入				201,935					201,935
扶養保険資金戻入				10,833,412					10,833,412
年金担保貸付事業収入					4,370,202				4,370,202
年金担保貸付金利息									
労災年金担保貸付事業収入						52,091			52,091
労災年金担保貸付金利息									
承継債権管理回収業務収入						114,394,480			114,394,480
承継債権貸付金利息						114,364,505			114,364,505
手数料収入						29,975			29,975
承継教育資金貸付けあっせん業務収入								3,193	3,193
手数料収入									
利息収入	1,434	3,837			1,364		2,054,863		2,061,498
雑収入	22,814	1,392	1,257	381	639	87	3,145	279	29,994
計	75,514,009	4,045,972	92,433,813	32,860,946	4,606,156	85,140	121,715,350	86,607	331,347,993
支出									
福祉医療貸付事業費	72,031,701								72,031,701
支払利息	71,631,896								71,631,896
業務委託費	181,201								181,201
債券発行諸費	218,604								218,604
社会福祉事業振興事業費		3,612,416							3,612,416
退職手当共済事業費			91,777,319						91,777,319
退職手当給付金			91,735,462						91,735,462
退職手当給付費支払資金繰入			41,857						41,857
心身障害者扶養保険事業費				32,720,110					32,720,110
支払保険料				8,732,595					8,732,595
年金給付保険金				10,833,412					10,833,412
弔慰金給付保険金				71,358					71,358
特別弔慰金給付金				210					210
扶養保険資金繰入				13,082,535					13,082,535
年金担保貸付事業費					3,667,262				3,667,262
支払利息					1,626,382				1,626,382
業務委託費					1,928,459				1,928,459
債券発行諸費					112,421				112,421
労災年金担保貸付事業費						34,854			34,854
業務委託費						8,320			8,320
業務経費	1,657,797	60,933	374,310	58,972	55,440		4,683,976	40,220	6,939,968
福祉医療貸付業務経費	580,912								580,912
経営指導業務経費	88,872								88,872
福祉保健医療情報サービス業務経費	988,013								988,013
社会福祉事業振興業務経費		60,933							60,933
退職手当共済業務経費			374,310						374,310
心身障害者扶養保険業務経費				58,972					58,972
年金担保貸付業務経費					55,440				55,440
労災年金担保貸付業務経費						8,320			8,320
承継債権管理回収業務経費							4,683,976		4,683,976
承継教育資金貸付けあっせん業務経費								40,220	40,220
一般管理費	269,013	48,328	42,012	9,288	37,765	7,422	122,871	10,750	547,449
人件費	1,789,580	317,871	240,172	72,576	142,749	17,307	459,160	35,637	3,075,052
計	75,748,091	4,039,548	92,433,813	32,860,946	3,903,216	67,903	5,266,007	86,607	214,406,131

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画  
平成19年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額									計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 共 済 勘 定 基 金 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 勘 定	年 金 担 保 勘 定	年 金 担 保 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
費用の部	78,574,200	4,045,972	91,433,360	26,077,987	4,253,922	76,510	5,143,501	86,607	209,692,062	
經常費用	78,574,200	4,045,972	91,388,703	19,778,786	4,253,922	76,510	5,143,501	86,607	203,348,203	
福祉医療貸付業務費	75,345,839								75,345,839	
借入金利息	69,127,316								69,127,316	
債券利息	4,659,895								4,659,895	
債券発行諸費	218,604								218,604	
債券発行差金償却	5,414								5,414	
業務委託費	180,430								180,430	
福祉医療貸付業務経費	571,913								571,913	
貸倒引当金繰入	582,267								582,267	
経営指導業務費										
経営指導業務経費	88,167								88,167	
福祉保健医療情報サービス業務費										
福祉保健医療情報サービス業務経費	987,486								987,486	
社会福祉事業振興業務費		3,671,689							3,671,689	
社会福祉事業振興事業費		3,612,416							3,612,416	
社会福祉事業振興業務経費		59,273							59,273	
退職手当共済業務費			91,091,636						91,091,636	
退職手当給付金			90,718,674						90,718,674	
退職手当共済業務経費			372,962						372,962	
心身障害者扶養保険業務費				19,696,190					19,696,190	
支払保険料				8,732,595					8,732,595	
給付金				10,904,980					10,904,980	
心身障害者扶養保険業務経費				58,615					58,615	
年金担保貸付業務費					4,043,890				4,043,890	
借入金利息					612,038				612,038	
債券利息					1,283,871				1,283,871	
債券発行諸費					112,421				112,421	
債券発行差金償却					6,315				6,315	
業務委託費					1,942,087				1,942,087	
年金担保貸付業務経費					54,740				54,740	
貸倒引当金繰入					32,418				32,418	
労災年金担保貸付業務費						51,099			51,099	
業務委託費						34,824			34,824	
労災年金担保貸付業務経費						8,221			8,221	
貸倒引当金繰入						8,054			8,054	
承継債権管理回収業務費							4,561,470		4,561,470	
承継債権管理回収業務経費										
承継教育資金貸付けあっせん業務費								40,220	40,220	
承継教育資金貸付けあっせん業務経費								10,750	10,750	
一般管理費	264,366	47,574	41,399	9,126	37,447	7,377	122,871		540,911	
減価償却費	98,760	8,837	15,495	893	29,835	726			154,549	
人件費	1,789,580	317,871	240,172	72,576	142,749	17,307	459,160		3,075,052	
財務費用										
支払利息			2,754						2,754	
臨時損失			41,903	6,299,201					6,341,105	
退職手当給付費支払資金繰入			41,903						41,903	
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				6,299,201					6,299,201	
収益の部	78,846,020	4,085,746	92,471,863	22,880,370	4,779,792	112,272	122,015,168	86,607	325,277,839	
運営費交付金収益	3,918,879		679,751	150,942	294,751	59,275	5,262,862	83,135	10,449,596	
福祉医療貸付事業収入	63,976,076								63,976,076	
経営指導事業収入	33,202								33,202	
福祉保健医療情報サービス事業収入	11,880								11,880	
基金事業運用収入		3,945,085							3,945,085	
退職手当共済事業収入			34,527,079						34,527,079	
掛金			34,520,355						34,520,355	
給付費支払資金運用等収入			6,724						6,724	
心身障害者扶養保険事業収入				22,728,672					22,728,672	
受取保険料				8,732,595					8,732,595	
保険金				12,952,168					12,952,168	
金銭の信託運用益				1,043,909					1,043,909	
年金担保貸付事業収入					4,478,471				4,478,471	
労災年金担保貸付事業収入						52,699			52,699	
承継債権管理回収業務収入							113,877,017		113,877,017	
年金住宅資金等貸付金利息							113,847,042		113,847,042	
手数料収入							29,975		29,975	
承継教育資金貸付けあっせん業務収入								3,193	3,193	
補助金等収益	10,797,850		57,128,418						67,926,268	
国庫補助金収益			28,054,799						28,054,799	
都道府県補助金収益			29,073,619						29,073,619	
利子補給金収益	10,797,850								10,797,850	
資産見返運営費交付金戻入	83,884		13,535	375	4,567	211			102,573	
財務収益										
受取利息	1,434	3,837			1,364		1,815,673		1,822,308	
雑益	22,814	1,392	1,257	381	639	87	3,145	279	29,994	
臨時利益		135,432	121,822				1,056,471		1,313,725	
貸倒引当金戻入益							1,056,471		1,056,471	
障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入益		135,432							135,432	
退職手当給付費支払資金戻入益			121,822						121,822	
総利益又は総損失( )	271,819	39,774	1,038,502	3,197,617	525,869	35,761	116,871,667	0	115,585,777	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(単位:千円)

区 別	金 額									計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 共 済 勘 定 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	
資金支出	719,993,169	33,668,122	92,831,408	32,873,052	297,458,493	6,020,281	1,235,919,716	2,786,639	2,421,550,883	
業務活動による支出	454,448,091	4,039,548	91,377,968	19,778,411	232,903,216	5,867,903	592,804,279	2,786,607	1,404,006,023	
福祉医療貸付事業費	72,031,701								72,031,701	
福祉医療貸付金による支出	378,700,000								378,700,000	
社会福祉事業振興事業費		3,612,416							3,612,416	
退職手当共済事業費			90,721,474						90,721,474	
心身障害者扶養保険事業費				19,637,575					19,637,575	
年金担保貸付事業費					3,667,262				3,667,262	
年金担保貸付金による支出					229,000,000				229,000,000	
労災年金担保貸付事業費						34,854			34,854	
労災年金担保貸付金による支出						5,800,000			5,800,000	
承継教育資金の貸付金による支出								2,700,000	2,700,000	
人件費支出	1,789,580	317,871	240,172	72,576	142,749	17,307	459,160	35,637	3,075,052	
経営指導業務費	88,872								88,872	
その他の業務支出	1,837,938	109,261	416,322	68,260	93,205	15,742	4,806,847	50,970	7,398,545	
国庫納付金の支払額							587,538,272		587,538,272	
投資活動による支出		26,560,750		13,082,535			511,000,000		550,643,285	
譲渡性預金の預入による支出							511,000,000		511,000,000	
金銭の信託の増加による支出				13,082,535					13,082,535	
有価証券の取得による支出		26,500,000							26,500,000	
財政融資資金預託金の増加による支出		60,750							60,750	
財務活動による支出	264,207,222		1,013,988		64,044,436				329,265,646	
長期借入金の返済による支出	264,207,222				34,044,436				298,251,658	
短期借入金の返済による支出			1,013,988						1,013,988	
債券の償還による支出					30,000,000				30,000,000	
翌年度への繰越金	1,337,856	3,067,824	439,452	12,106	510,841	152,378	132,115,437	32	137,635,929	
資金収入	719,993,169	33,668,122	92,831,408	32,873,052	297,458,493	6,020,281	1,235,919,716	2,786,639	2,421,550,883	
業務活動による収入	341,908,710	3,908,025	92,311,991	22,027,534	223,034,860	5,851,604	509,041,350	2,786,607	1,200,870,681	
福祉医療貸付事業収入	60,999,769								60,999,769	
福祉医療貸付回収金による収入	266,394,701								266,394,701	
経営指導事業収入	33,202								33,202	
福祉保健医療情報サービス事業収入	11,880								11,880	
基金事業運用収入		3,902,796							3,902,796	
退職手当共済事業収入			34,527,079						34,527,079	
心身障害者扶養保険事業収入				21,886,698					21,886,698	
年金担保貸付事業収入					4,370,202				4,370,202	
年金担保貸付回収金による収入					218,428,704				218,428,704	
労災年金担保貸付事業収入						52,091			52,091	
労災年金担保貸付回収金による収入						5,766,464			5,766,464	
承継債権管理回収業務収入							114,394,480		114,394,480	
承継融資業務収入							387,326,000		387,326,000	
承継教育資金貸付けあっせん業務収入								3,193	3,193	
承継教育資金の貸付金受取による収入								2,700,000	2,700,000	
運営費交付金収入	3,647,060		655,237	140,455	233,951	32,962	5,262,862	83,135	10,055,662	
補助金等収入	10,797,850		57,128,418						67,926,268	
その他の業務収入	24,248	5,229	1,257	381	2,003	87	2,058,008	279	2,091,492	
投資活動による収入		26,594,250		10,833,412			581,000,000		618,427,662	
譲渡性預金の払出による収入							581,000,000		581,000,000	
金銭の信託の減少による収入									10,833,412	
有価証券の償還による収入		9,500,000							9,500,000	
財政融資資金預託金の減少による収入		17,094,250							17,094,250	
財務活動による収入	372,700,000				70,500,000				443,200,000	
長期借入れによる収入	317,200,000				13,500,000				330,700,000	
債券の発行による収入	55,500,000				57,000,000				112,500,000	
前年度よりの繰越金	5,384,459	3,165,847	519,417	12,106	3,923,633	168,677	145,878,366	32	159,052,540	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。